



平成28年(モ)第46号 忌避申立事件  
(基本事件 平成28年(ワ)第3号 放送受信料請求事件)

申立人(被告) 宮内 正巖  
相手方(原告) 日本放送協会



### 証拠説明書

2016年5月24日

奈良地方裁判所 御中

申立人(被告)代理人  
弁護士 佐藤真理



頭書事件につき、以下の通り、疎明書類の証拠説明書を提出する。

号 証	立 証 楽 旨
甲 1	第2回口頭弁論期日の実状。森川裁判官が、当事者の意向も聞かずに、突然、弁論の終結を告知し、被告代理人が「原告準備書面への反論を準備している」などとして弁論の続行を強く求めたが、一言も発言せずに立ち上がったため、被告代理人から忌避の申立がなされた経緯等
甲 2	第1回頭弁論期日に於いて、森川裁判官は、双方に対し、次回までに準備書面の提出を求めしたこと等
甲 3	第2回口頭弁論に於いて、双方の準備書面の陳述後、森川裁判官が、突然、弁論終結を告知し、これに対して、被告が弁論続行を求めて抗議したところ、裁判官は、判決言渡日を告知できずに退席したこと等
甲 4	第2回口頭弁論において、森川裁判官が突然、弁論終結を告知し、被告側が次回に予定していた原告準備書面への反論、被告本人の尋問の機会が奪われる事態となり、公正・中立な裁判所に対する被告本人及び広範な市民の怒りが広がっていること等